

浜中中学校部活動に係る方針

2026年4月策定

「北海道の部活動の在り方に関する方針」（2019年1月策定、2026年3月改正）を踏まえ、本校の部活動は下記の考えに基づいて実施する。

1 部活動とは

生徒の自主的、自発的な参加により、生徒同士、生徒と顧問の望ましい人間関係の上に行う活動であり、個々の特性を生かして、リーダー性、協調性、責任感、礼儀等を養い、個性の伸長を図ることがねらいである。

2 指導・運営に係る体制の構築

- (1) 本校の生徒及び教員数、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に持続可能な部活動の適正数を『2』とする。
- (2) 各部には複数の顧問を配置する。
- (3) 関係団体との連携、保護者の協力等により、部活動指導員(外部指導者)の適切な配置を促進するとともに、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立ち、学校と地域が協働・融合した形での持続可能なスポーツ文化活動について環境整備を推進する。
- (4) 他校との合同チームを編成しようとする場合は、双方の移動に係る時間を含め、生徒と顧問の負担が過度とならないこと等を考慮した上で、関係する校長と協議の上、実施可否を判断する。
- (5) 各部においては、顧問や生徒・保護者の負担が過度とならないように活動計画を作成する。合同チームを編成している部や野外で活動する部は活動に制約があることから、顧問や生徒の負担が過度にならないことを条件に、3に示す休養日・活動時間の設定をやや弾力的に取り扱うこととする。
- (6) 拠点校方式の部活動については、町が指定する拠点校の「部活動に係る方針」に則って行う。
- (7) 教育的意義を踏まえ、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行い、生徒の人格を傷つける言動や体罰が絶対に発生しないようにする。

3 適切な休養日・活動時間の設定

- (1) 週2日以上(平日1日、土日1日以上)の休養日を設けることを基本とし、テスト前や学校閉庁日等とあわせて年間累計休養日を104日以上とする。休養日には、学校において朝練習や自主練習を行わない。(※1)
- (2) 定期テスト3日前、学力テストの前日、職員会議当日を休養日とする。ただし、公式大会開催日が近い場合等は、例外的に活動を認めることもある。
- (3) 十分な休養を取り、部活動以外にも多様な活動が行えるよう、長期休業中には学校閉庁日を含め、ある程度長期の休養期間を設ける。
- (4) 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うよう工夫する。(※2)
- (5) 平日の活動時間は、最大17:25(部活用下校バス17:30に間に合うよう)までとする。
 - ※1 大会等によりやむを得ず週2日の休養日を設定できない場合も想定できるが、年間累計休養日は必ず確保するように調整する。また、平日の休養日は基本的に水曜日とする。
 - ※2 練習試合や大会等で1日の活動時間がやむを得ず超過する場合は、前後の週も含めて活動時間の調整を図る。

4 部活動に係る相談・要望の窓口

部活動に関する相談や要望は教頭が対応する。